

環境厚生常任委員会

日 時 平成30年8月22日（水）

午後2時00分～

場 所 第3委員会室

1 開 議

2 案 件

(1) 子どもの権利条例（仮称）について

3 その他

子どもの権利に関する提言（案）

我がふるさと亀岡は、緑豊かな山々からの清流が豊かな田園地帯を潤し、盆地の中央を流れる保津川にそそぎ込み、自然と心豊かな人とまちを形成している。このまちで学び、育つ子どもたちは、ふるさとの宝であり、まちの未来を担うかけがえのない存在である。

1989年（平成元年）の国連総会において、子どもの基本的人権を国際的に保障するため、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）が採択され、日本は1994年（平成6年）に批准した。

しかしながら、我が国における子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、児童虐待やいじめ、引きこもりの増加、子どもの貧困問題、地域とのふれあいの希薄化等、さまざまな課題を抱えている状況である。

このような中、環境厚生常任委員会は、子どもの貧困をテーマとして取り組みをスタートし、先進地への視察や執行部との意見交換等による調査・研究を進め、平成29年7月に、事業計画の策定や実態調査の実施、全庁横断的な連携を求めた「子どもの貧困対策に関する提言」を市長に行ったが、提言内容の進捗には至っていない。その後も当委員会で調査・研究を重ね、子どもの貧困を根本的に解決していくには、全ての政策に子どもの権利の理念を浸透させるための方策が必要であると考え、亀岡市子どもの権利条例の制定に向けて調査・研究を行った。

亀岡市子どもの権利条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されるように、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ろうとするものであり、本条例をより効果的に推進するための対応策について、下記のとおり提言する。

記

1 調整について

- (1) 市長部局の全ての部署及び教育委員会が、子どもの権利保障の観点から必要な連携ができるよう、統括を行う部署を設け、その部署に、子どもの権利に関する基本計画の策定や政策推進に必要な予算、人員、権限を付与すること。
- (2) 子どもとその家庭に直接関わる相談員等が、きめ細かな対応を行えるよう、必要な人員を確保すること。
- (3) 子どもとその家庭に直接関わる相談員等として就労する専門職が活躍するために必要な待遇改善を行うこと。

2 基本計画について

- (1) 子どもの権利を基盤とした包括的な計画とすること。
- (2) 福祉・教育に限らず、全ての分野における具体的な行動を示す内容とすること。

3 権利侵害の調査・救済について

- (1) 権利侵害について、子ども自身が相談できる仕組みを設けること。
- (2) 子どもの権利侵害についての調査権限を持ち、子どもを含む市民等からの苦情を受け付けて対応を行うことができる独立の機構を設けること。

4 資源配分について

- (1) 子どもの権利に関する政策の推進状況及び子どもの権利の趣旨に基づき、配分される資源の推移を把握すること。
- (2) 要保護及び準要保護児童生徒への扶助の対象にクラブ活動費等を含めること。

5 子どもの権利条約及び亀岡市子どもの権利条例の普及啓発について

- (1) 市民等に対し、子どもの権利条約及び亀岡市子どもの権利条例の趣旨が広く普及されるよう啓発活動を行うこと。
- (2) 亀岡市職員、保護者、子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員に、子どもの権利に関する学習の機会を十分に確保すること。
- (3) 子どもがその発達に応じて子どもの権利学習を行うことができるよう措置を講じること。
- (4) 子どもの権利学習の指導をする者が十分な資質を備えていることを担保すること。
- (5) 普及啓発を図る際は、知識としての普及にとどまらず、日常の具体的な場面での適用を可能とする内容になるよう留意すること。

6 市民との協力について

7 子どもの意見の尊重について

- (1) 子ども自身に影響を及ぼすことについて、市及び学校が関わる場合は、子どもから聴取した意見の内容を記録すること。また、意見の聴取を行わなかった場合についても、その理由を記録すること。
- (2) 子どもに関する施設において、子どもの権利が保障されているかを調査し、その結果を公表し、施設の設置者、管理者及び職員等に適切な助言を与えること。

8 遊び、余暇及び文化的活動について

申し入れ書（案）

環境厚生常任委員会は、平成28年11月から子どもの貧困をテーマとして取り組みをスタートし、先進地への視察や執行部との意見交換等による調査・研究を進め、平成29年7月に、事業計画の策定や実態調査の実施、全庁横断的な連携を求めた「子どもの貧困対策に関する提言」を市長に行ったところである。その後も当委員会で調査・研究を重ね、子どもの貧困を根本的に解決していくには、全ての政策に子どもの権利の理念を浸透させるための方策が必要であると考え、亀岡市子どもの権利条例の制定に向けて調査・研究を行っている。

現在策定中の亀岡市子どもの権利条例（案）は、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されるよう、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ろうとするものであるが、議員提案により条例を制定するに当たり、当委員会の所管のみならず、教育委員会とも意見交換を行い、連携を深めることが不可欠であり、それを条例にも反映させていきたいと考えている。

上記のことから、環境厚生常任委員会と総務文教常任委員会の合同による教育委員会との意見交換会の開催を申し入れるのでよろしく願います。